

<研究ノート>

ドイツにおける会計の諸相

戸田 龍介

目次

1. はじめに
2. 会計用語について
3. ドイツにおける会計報告について
4. おわりに

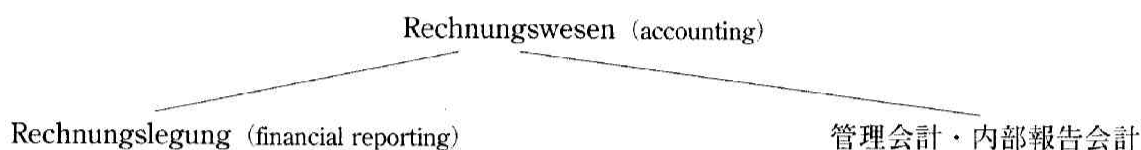
1. はじめに

筆者は2001年4月より2002年3月までドイツのボーフムにあるルール大学 (Ruhr-Universität Bochum) で在外研究をする機会に恵まれた。当研究ノートはその間に見聞したドイツの会計事情を一つの柱としている。ルール大学においては国際会計論を担当するペレンス教授 (Bernhard Pellens) にお世話になった。また、彼の門弟の助手諸君には様々な質問に対して丁寧に対応してもらった。特にフールピア氏 (Rolf Uwe Fülber) とゼルホルン氏 (Thorsten Sellhorn) には貴重な時間をさいてもらい協力願った。当研究ノートは多分にその成果を盛り込んでいるが、理解の誤りについては全て筆者に属するものである。ペレンス教授はドイツ会計基準委員会のメンバーの一員でもあり、ドイツにおける国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下IASと記す⁽¹⁾) 導入には肯定的見解の持ち主であった。従ってここで記述する用語法や諸事情の理解についてはもちろんある一面、特にIAS導入推進の立場から見たドイツ会計学の諸相であることは申し添えておかねばならないだろう。だが周知のとおり、欧州連合 (Europa Union, 以下EUと記す) に属するドイツは、2005年から連結財務諸表はIASで作成することが要請されている。この変革の時代に、当該分野に精力的に取り組もうとする集団がどのようにドイツの会計を捉えているのかは興味深いことである。当研究ノートではもちろん彼らの見解だけでなく、比較的最近のドイツにおける会計報告事情についても触れていく予定である。

2. 会計用語について⁽²⁾

まず会計あるいは会計学という用語であるが、これは Rechnungswesen と Rechnungslegung が特にその違いが無いように書かれているものもあるが、ペレンス門下では区別して考えていた。つまり一般的あるいは広義の会計学は Rechnungswesen であり、原価計算のような内部的

intern な会計と連結財務諸表のような外部的 extern な財務報告に関わる会計とに区分される。そして後者の会計こそが Rechnungslegung だとしている。つまり全体として一般的な「会計」Rechnungswesen は、内部管理会計と「外部報告会計」Rechnungslegung とに区分されるという構造になっているわけである。よって Rechnungswesen は「会計」(accounting) あるいは「会計学」、Rechnungslegung は「財務会計」, 「財務報告」(financial reporting), あるいは「外部報告会計」等に訳し分けることが可能である。近年の会計に関する著書題目には Rechnungslegung が多く使われている。これらの構造を簡単な図で示すと以下のようである。



次に「正規の簿記の諸原則」(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, 以下 GoB と記す) について見てみたい。GoB についてはドイツのみならず日本においても多くの議論があるが、ペレンス教授は複雑には捉えていないようであった。彼によれば GoB とは一言でいえば不確定法概念であり、これが確定したものがドイツ商法 (Handelsgesetzbuch, 以下 HGB と記す) と会計に関する税務判例である。逆に言えば主に HGB に体现されることが予定されないような会計概念は GoB に相当しないことになる。このような構造を簡潔に示すと以下の図のようになる。

HGB	税務判例
GoB (不確定法概念)	

ペレンス教授は上記のような構造を「小さな家」kleines Haus と称し、米国で一般に認められた会計原則 (US-GAAP) の構造図 (Sauter [1991] pp. 30-37, Kieso&Weygandt [1995] p. 18.) を「大きな家」großes Haus と称し対比している。彼は GoB をドイツの GAAP として説明することまではしないが⁽³⁾, 米国の会計理論と対比しながらドイツの会計理論を説明しようという意図があったことは明らかである。

次に取りあげる用語は Jahresabschluss である。この用語は日本では「決算書」あるいは「年度決算書」と訳されることが多いが⁽⁴⁾, ペレンス門下では「財務諸表」(financial statements) の意味で使っているとのことであった。ただし注意を要するのは、HGB に基づく単独財務諸表を指す言葉として用いていることである。つまり IAS あるいは US-GAAP に基づく連結財務諸表に対比する意味が付されていることになる。また、財務諸表を作成する (prepare for financial statements) という意味では Erstellung が用いられている。ペレンス教授は, Handelsbilanz I-Erstellung・Handelsbilanz II-Erstellung という言葉を使う (Pelless [1999] S. 3.) が, 前者は HGB によって作成された財務諸表を意味し, 後者はこれを IAS あるいは US-GAAP により修正

して作成した財務諸表を意味することになる。

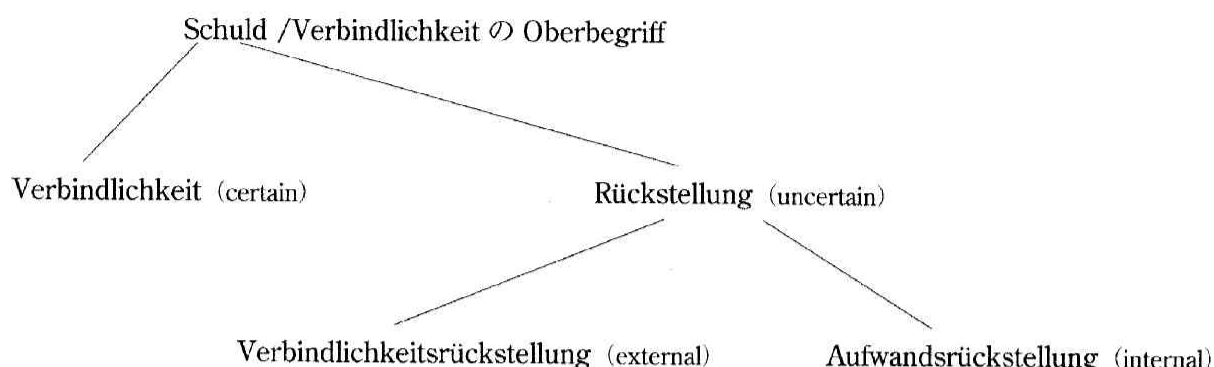
さらに幾つかの用語を見ていきたい。現在ドイツにおける会計に関する論文には *Publizität* という用語が頻出する (例えば Pellens&Fülbier [1994] S. 1381-1388.)。この用語は「公開」(disclosure) の意味で使われている。実はドイツ語には「あらわにする・暴露する」(disclose) に該当する *offenlegen* という言葉がある。名詞だと *Offenlegung* となるが、「公開」(disclosure) の訳語としては *Publizität* の方が定着しているとのことであった。

さらに会計用語において重要な位置づけにある「認識」(recognition)・「測定」(measurement) であるが、前者には *Ansatz* が、後者には *Bewertung* があてられている。*Ansatz* は、費用の計上時点を示す旧来の意味でなく財務諸表への計上という意味で使われている。なお、「測定」については *Ermittlung* も使われることがある。ただしこの言葉は *Bewertung* と共に「評価」*Schätzung* (estimation) や「計算」*Berechnung* (calculation) をも含んだ用語となる。後述するように、ドイツ会計用語には上位・下位概念が明確である場合が多い。「認識」・「測定」と並び会計の重要な用語に「発生主義」(accrual basis) がある。「発生主義」には *Periodengerechte Erfolgsermittlung* があてられている (IASC [2000] S. 35.) が、ある程度字義的な訳ならば「適正な期間損益計算」となる。だがこのような意味では使われず、完全に意識され「発生主義」にあたる用語として用いられている。また「公正価値」(fair value) については *beizulegender Zeitwert* があてられている (IASC [2000] S. 323.)。この用語にしても字義的な訳ならば「付与されるべき時間価値」なのだろうが、いわゆる「公正価値」にあたる言葉として使われている。

さらに、現代のドイツ会計における重要な用語の一つに *Befreiung* という言葉がある。この語は通常「解放・免除」という意味である。ただしドイツ会計においては二つの重要な意味を有して使われる。まず、「中間親会社の連結財務諸表作成の免除」であり、これは HGB 第 291 条の規定による。さらに、「HGB による連結財務諸表作成の免除」という意味で使われることもあり、こちらは HGB 第 292 a 条の規定による。その他にも、総資本・売上・雇用者などによる規模に基づく連結免除を規定するものが HGB 第 296 条にある。

ここで先述した、会計用語における上位・下位概念を示す例として負債について取りあげたい。「負債」*Schuld* はまず「債務」*Verbindlichkeit* と「引当金」*Rückstellung* に二分されることになる。前者は確定的 (certain) な部分、後者は不確定 (uncertain) な部分という位置づけが与えられる。従って *Verbindlichkeit* という言葉は、会計学上は *Schuld* の下位概念 *Unterbegriff* であり、逆に言えば *Schuld* は *Verbindlichkeit* の上位概念 *Oberbegriff* であるということができる。日本語をあてて整理するならば、ドイツの場合負債は確定債務と不確定債務たる引当金に二分されるということになるだろう。さらに引当金は、外部的 (external) あるいは第三者に対する「負債性引当金」*Verbindlichkeitsrückstellung* と、内部的 (internal) な「費用性引当金」*Aufwandsrückstellung* とに分類されることになる。負債性引当金の中には法的義務のない *ohne rechtliche Verpflichtung* 「サービス引当金」*Kulanzrückstellung* なども含まれることになる。上記

の関係を図示すると以下のようなになる。



用語の最後に *Gesellschafter* をとりあげる。この用語は経済専門用語としては「(出資) 社員」と訳される用語である(田沢 [1999], 378頁)。社員という訳語は従業員と混同する可能性もあるのでここでは「出資者」と意識しておく。さて、この会社に対する「出資者」*Gesellschafter* であるが、会社のタイプによってさらに細分化されることもある。例えば「株式会社」*Aktiengesellschaft* に対する出資者はむろん「株主」*Aktionär* であるが、「有限会社」*Gesellschaft mit beschränkter Haftung* に対する出資者は *GmbH-Gesellschafter* という。さらに、「合資会社」*Kommanditgesellschaft* に対する出資者は有限責任 (limited) ならば *Kommanditist* といい、無限責任 (unlimited) ならば *Komplementär* といって区別する。興味深いのは「合名会社」*offene Handelsgesellschaft* の出資者は単純に *Gesellschafter* ということである。従って、*Gesellschafter* という語は人的および資本会社の出資者という意味と、合名会社に対する無限責任をおった出資者という二つの意味があることになる。

用語ではないが最後にドイツの学会について取りあげたい。ドイツには日本会計研究学会のような会計に関する中心的な学会はなく、各自の専攻分野や必要に応じて所属学会を決定しているようである⁽⁵⁾。その中でも二つの比較的大きな組織があり、一方は「シュマーレンバッハ経営協会」*Schmalenbach-Gesellschaft für Betriebswirtschaft* であり、もう一方は「ドイツ経営経済学会」*Verband der Hochschullehrer für Betriebswirtschaft* である⁽⁶⁾。前者の中で特に会計関係の部会としては「外部企業会計部会」*Arbeitskreis Externe Unternehmensrechnung* があり、後者には「会計委員会」*Kommission Rechnungswesen* がある。

3. ドイツの会計報告について

周知のように、ドイツではフランクフルトを一大金融センターにするために資本市場改革を1990年代に行っていた。1990年に第一次改革が始まり1994年の第二次改革を経て、1998年にはいわゆる独ビックバン法と言われる第三次改革が行われた。そこでは百項目を越える規制が緩和されたが、特に上場基準の緩和および個人の株式譲渡益に対し原則非課税にしたことが柱で

あった。この間ドイツでは、1996年にドイツテレコムが株式公開し、国民株と呼ばれるほど広範に所有された。さらに1997年には米国のナスダックに対抗して、新興企業向け市場としてノイアマルクトが創設された。これらの様々な施策により、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は1991年の14.6%から1999年には27.3%にまで上昇した(日本経済新聞, 2001.4.14.)。ドイツにおける主要な株式指標であるDAXも2000年には8,064.97という過去最高値をつけ、ノイアマルクトの指標の一つであるNEMAXも8,559.32という最高値をつけた(Wall Street Journal (Deutsche Ausgabe), 2001.9.22.)。特にNEMAXの値は発足時の20倍以上にあたるものであった。

会計報告をめぐる環境においてもこの間は大きな変化があった。まず、1998年3月のドイツ会計基準委員会(Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee, 以下DRSCと記す)の設立があげられる。設立に先立ちまず企業統制透明化法(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich, KonTraG)が制定され、これによりHGB第342条の中にプライベートな会計基準設定に関わる委員会のための法的前提がつけられた。委員会の中心課題は、①連結会計原則の適用を勧告する、②立法の企図の際に連邦法務大臣よりの諮問(Beratung)を受ける、③国際的組織においてドイツ連邦共和国を代表すること等である。DRSCはドイツ初のプライベートな会計基準設定主体となったのである。しかしながらドイツ国内ではDRSCおよびドイツ基準設定委員会(Deutscher Standardisierungsrat, 以下DSRと記す)に対する批判もまた存在する。特に法学者サイド、例えばHommelhofやBudde、さらにはSchwabなどからは、DSRの活動は憲法から見て非常に憂慮すべきものであるといった批判が寄せられた(Schwab [1999] 参照)⁽⁷⁾。彼らの批判の根拠の一つに、もしプライベートな機関が、連邦法務大臣によって会計報告専門審議会(Gremium)として認められない場合には、連邦法務大臣直属の会計報告諮問委員会(Beirat)がHGB第342a条により予定されているという事情がある。しかしながら会計学者サイドは、IASBへの関与の問題を含めおおむね好意的なものが多く、例えばDRSCは会計政策的な自由裁量余地に対する戦士という立場であるというような見解が好まれると言われている(Kütting [1999] 参照)。DRSC設立と並んでもう一つの大きな変化は、ドイツの上場会社は連結財務諸表をHGBだけでなく、IASでもUS-GAAPでも作成できる選択権を有したことである。これは資金調達容易化法(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz, KapAEG)を根拠法にして、HGB第292a条において定められたものである。そこでは2004年末までという時限立法ながら、上場親会社の連結財務諸表作成についてはIASあるいはUS-GAAPも適用可能であるとされたのである。さらにIASの適用については、欧州委員会が2005年からEU内の上場会社は連結財務諸表をIASで作成せよという声明を出し、ドイツ国内でもその適用に追い風が吹いている状態であるといえよう。

このような状況にどう対応すべきかに対し、ペレンス教授およびその門下の者達は、ドイツ国内に本社を置く上場親会社はIASにより連結財務諸表を作成し、非上場会社はHGBにより単独財務諸表を作成するという対応しかないのではないかと考えているようだった。これは後述する

市場を二分化していくというドイツ取引所の戦略とも部分的に合致するものであった。しかしながら、もちろんドイツ国内には様々な考えを有する論者が存在する。例えば、HGBは現代社会においてもはやその役割を十分に果たせないのだから舞台から退かざるをえないと主張する論者もいる (Andreßen [2001] 参照)。また、グローバルスタンダードがUS-GAAPに収斂されていくのに強い危惧を抱き、IASに基づきながらもEU独自の会計を主張する論者もいる⁽⁸⁾。

それでは、欧州の企業家・投資家は一体どのような会計基準を望んでいるのであろうか。プライスウォーターハウス・クーパーズの調査 (PwC [2000]) あるいはマッキンゼーの調査 (日本経済新聞, 2002.7.18.) によれば、西欧の上場会社の財務担当取締役の79%がIAS導入を支持し、また機関投資家の78%が統一会計基準としてはIASを支持している。どちらの調査によっても、西欧の企業家・投資家とも企業会計の統一を求め、その会計基準としてIASを支持するという結果になっている。さらに、欧州企業の中でも特にドイツ語圏に属する企業はIASの適用に積極的な傾向がある。例えば2003年1月現在のIAS適用会社については、フランスが2社、イタリアが1社なのに対してドイツは66社、スイスは54社、オーストリアは12社となっている⁽⁹⁾。ここでは以下の表1において、IASCがIASを適用しているとみているドイツ企業66社を一覧にしている。さらに、ドイツ国内で上場している企業がどの会計基準を採用しているかを、まず2002年11月末現在のDAX 30対象企業について表2にまとめ、次いで中小企業から構成されるSMAX分類72社の対応についても調査しこれを表3にまとめた。

表-1 IASC公表によるIAS適用ドイツ企業

Aachener und Munchner Beteiligungs	Kinowelt
AC-Service AG	KWR
Adidas-Salomon	Kraftwerk Laufenbrug
Allianz AG Holding	Lintec Computer AG
Alsen AG	LPKF Laser & Electronics
Altana	MAN Aktiengesellschaft
Articon	Medion AG
Arxes information Design AG	Mensch und Maschine
Bayer	Metro AG
BHF-Bank	Mobilcom
Bintech	Munchener Ruck (Munich Re Group)
Brain International AG	MVV Energie AG
BWK (Bremfer Woll-Kammerei AG)	MWG-Biotech AG
CE Computer Equipment	Odeon Film AG
Cenit AG	Preussag
CineMedia Film AG	Puma
Commerzbank	RWE
DEAG (Deutsche Entertainment AG)	Sachsenring
Deutsche Bank	Saltus
DG Bank	Sanacorp Pharmahandel AG

DIS Deutscher Industrie Service AG	Schering
Dresdner Bank	Schmalbach-Lubeca
Drillisch Telecom	Senator Film
Dyckerhoff	SKW Trosterberg AG
ERGO Insurance Group	SoftM
Gerling Versicherungs-Beteiligungs AG	Sudzucker AG
Heidelberger Zement	SZ Testsysteme
Henkel	Tarkett Sommer
Hochtief	Technotrans
HSBC Trinkaus & Burkhardt KGaA	Transtec
Hypovereinsbank	Tria AG
Infomatec Integrated Information Systems AG	Vivanco
Infor Business Solutions	Wella

(出所) <http://www.iasc.org.uk/cmt/0001.asp?s=100019498&sc={F35F1B38-6589-11D5-BE5E-003048110251}&sd=973711615&l=3&n=3287>

表-2 DAX 30 対象企業の使用会計基準と他国上場状況

DAX 30 対象会社 (11/2002)

会社名	使用会計基準	NYSE 上場	他国上場証券取引所
アディダス	IAS	×	PAR
アリアンツ	IAS	○	LON, SWI, PAR
アルタナ	IAS	×	×
BASF	US-GAAP	○	LON, SWI, PAR
バイエル	IAS	○	LON, SWI, PAR, TOK, MS, ANR, BRU, LUX, MDR, ITA
ヒポ・フェラインス銀行	IAS	×	SWI, PAR, WIN
BMW	IAS	×	LON, SWI, WIN
コメルツ銀行	IAS	×	LON, SWI, TOK
ダイムラー・クライスラー	US-GAAP	○	BER, BRM, DUS, HNN, LON, SWI, PAR, TOK, MUN, STU
ドイツ銀行	US-GAAP	○	LON, SWI, PAR, TOK, AMS, BRU, LUX, WIN
ルフトハンザ	IAS	×	×
ドイツポスト	IAS	×	×
ドイツテレコム	US-GAAP	○	TOK
E.ON	US-GAAP	○	SWI
エプコス	US-GAAP	○	×
フレゼニウス・メディカルケア	US-GAAP	○	SWI
ヘンケル	IAS	×	LON
インフィニオン・テクノロジーズ	US-GAAP	○	×
リンデ	HGB	×	SWI
マン	IAS	×	SWI
メトロ	IAS	×	WIN Genf
MLP	HGB	×	×
ミュンヘン再保険	IAS	×	AMS
RWE	IAS	○	SWI
SAP	US-GAAP	○	SWI

シェリング	IAS	○	LON,SWI
ジーマンス	US-GAAP	○	×
ティッセン・クルップ	US-GAAP	×	LON,SWI
TUI	IAS	×	×
フォルクスワーゲン	IAS	○	LON, SWI, PAR, TOK, AMS, LUX, MIL

(http://kurse.exchange.de/exchange/en/factsheet_initials.html?type=11&inpos=0 より作成)

表-3 SMAX 分類 72 社の使用会計基準

SMAX 分類 72 社 (11/2002)

会社名	使用会計基準
A.S. Creation Tapeten AG	IAS
agiplan TechnoSoft AG	IAS
Allbecon AG	HGB
Amadeus AG Personal - Dienstleister und Solution Provider	IAS
AUTANIA AG für Industriebeteiligungen	IAS
Baader Wertpapierhandelsbank AG	IAS
Biotest AG	HGB
Bruer Mannesmann AG	HGB
CapitalStage AG	US-GAAP
CEAG AG	IAS
CeWe Color Holding AG	HGB
condomi AG	HGB
DATA MODUL AG	HGB
Dr. Scheller Cosmetics AG	HGB
Deutsche Beteiligungs AG	HGB
Edscha AG	HGB
Eichborn AG	HGB
elexis AG	HGB
Essanelle Hair Group AG	IAS
EUROBIKE AG	IAS
Fuchs Petrolub AG	HGB
GARANT SCHUH + MODE AG	HGB
Gardena Holding AG	HGB
Geratherm Medical AG	IAS
German Brokers Aktiengesellschaft	HGB
Gesco AG	HGB
Graphit Kropfmul AG	HGB
Hawesko Holding AG	IAS
Holsten - Brauerei AG	HGB
Hornbach - Baumarkt AG	HGB
HTP High Tech Plastics AG	IAS
IFCO SYSTEMS N.V. (本社アムステルダム、NASDAQ 上場)	US-GAAP
Koler & Krenzer Fashion AG	HGB
KSB Aktiengesellschaft	HGB
Leifheit AG	HGB
Ludwig Beck am Rathauseck - Textilhaus Feldmeier AG	HGB

Marseille – Kliniken AG	HGB
Masterflex AG	IAS
MediClin AG	US – GAAP
Medisana AG	IAS
MPC Muchmeyer Petersen Capital AG	IAS
MVV Energie AG	IAS
MWB Wertpapierhandelshaus AG	HGB
PFLEIDERER AG	IAS
Pongs & Zahn AG	HGB
PROCON MultiMedia AG	HGB
PROGRESS – WERK OBERKIRCH AG	HGB
R. Stahl AG	HGB
Rational AG	IAS
RINOL AG	HGB
Rohwedder AG	HGB
Sanacorp Pharmahandel AG	HGB
Sartorius AG	HGB
Sauer – Danfoss Inc. (NYSE 上場)	US – GAAP
schlott sebalduis Aktiengesellschaft	HGB
SM Wirtschaftsberatungs AG	HGB
Sto AG	HGB
STRATEC Biomedical Systems AG	IAS
SURTECO AKTIENGESELLSCHAFT	HGB
TA Triumph Adler AG	IAS
TAG Tegernsee Immobilien u. Beteiligungs AG	HGB
TAKKT AG	HGB
Tarkett Sommer AG	IAS
TFG Venture Capital AG & Co KgaA	HGB
Triplan AG	IAS
Turbon AG	HGB
VCL Film + Medien AG	US – GAAP
Villeroy & Boch AG	HGB
VOGT electronic AG	HGB
WashTec AG	IAS
WIGE MEDIA AG	IAS
Winkler + Dunnebieer AG	IAS

(http://kurse.exchange.de/exchange/en/factsheet_initials.html?type=6&inpos=0 より作成)

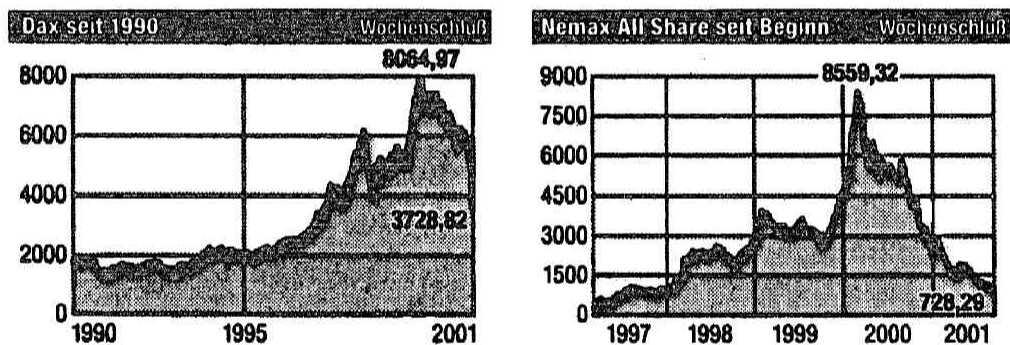
DAX 30 対象企業についての調査結果は、IAS 使用は 17 社、US – GAAP 使用は 11 社、HGB 使用は 2 社であった。SMAX 分類 72 社の対応についての結果は、IAS 使用は 24 社、US – GAAP 使用は 5 社、HGB 使用は 43 社であった。SMAX 分類会社は HGB 指向が未だ強いが、DAX 30 対象会社は IAS および US – GAAP 指向が強いと指摘することが可能であろう。さらに DAX 30 対象企業については、US – GAAP を使用している企業 11 社のうち NYSE に上場しているのは 10 社もあるため、両者の関係は深いといえよう。NYSE に上場していないにもかかわらず US – GAAP を使用しているティッセン・クルップについても、NYSE 上場のため活動中だということ

である。ただし、DAX 30 対象企業の中に、NYSE に上場しながら IAS を使用している会社が 5 社あるのは注目に値する。この 5 社は NYSE 上場にあたって、US-GAAP との調整表を添付しなければならない。つまりコストをかけても IAS を適用し続けているということになる。DSR でも US-GAAP を採用する会社のために、2005 年までの IAS 全面適用を猶予するように欧州委員会に勧告している。しかしながらこのような状況は、現在まで米国が US-GAAP 以外の会計基準の使用を認めていないことに起因している。米国が自国での上場において、使用会計基準に IAS を認めれば状況は大きく変わることになるだろう。

4. おわりに

さて、1990 年代の活況に対し、21 世紀に入るとドイツの証券市場は急速な株価下落に見舞われることになる。この間の事情は、「大衆パニックなき相場の崩れ (Kursrutsch ohne Massenpanik)」(Wall Street Journal (Deutsche Ausgabe), 2001.9.22.) と表現された。DAX は最高値より 6 割以上下落し、2002 年度はおおむね 3,000 台であった。NEMAX は 300 台まで下落し、市場崩壊の様相を呈した。2001 年度までの崩壊の様子は以下の表 4 で見て取ることができる。

表—4 DAX および NEMAX の推移



(出所) Wall Street Journal (Deutsche Ausgabe), 2001.9.22., Nr. 221/Seite 25

また国民株ともてはやされたドイツテレコム株は、逆に DAX 下落の象徴となり、社長交代には政府までが介入する結果となった。株価の急速な下落とそれによる市場の機能不全により、期待されたノイアマルクトは廃止に追い込まれた。またシュレーダー政権において実現した、株式売却益の原則非課税も税収不足により再び復活することが予定されている。この苦しい状況下、ドイツ取引所の政策にも大きな変化があった。2002 年にノイアマルクトを廃止した後、2003 年 1 月 1 日からよりドラスティックな証券市場の改革を行った。IAS を適用したプライムスタンダード市場と、国内基準しか満たせない企業向けのゼネラルスタンダード市場がそれぞれ開設されたのである (日本経済新聞, 2002.12.22.)。この市場を二分化するという考え方は、ペレンス教授達が指摘していた対処法とも合致するものである。しかしながら先に触れた米国の上場政策や

US-GAAPを採用し続ける欧州企業の個別事情、さらには分割された二市場間の優劣や未上場企業の問題まで含め、今年から発足した二分化した市場がうまくいくかどうか未知数の部分が大い。またその結果、会計計算あるいは会計報告にどのような影響を与えるのか、今後のドイツの証券市場振興策と併せて興味深いテーマだと思われるのである。

注

- (1) 国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下 IASC と記す) は 2001 年より国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下 IASB と記す) に組織変更している。これに伴い IASB が公表する会計基準も IAS ではなく国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, 以下 IFRS と記す) となった。ただし当研究ノートでは 2001 年以前の会計事項との関連性に鑑み、IASB および IFRS ではなく IASC および IAS を略称として統一的に用いる。
- (2) 第 2 章だけはドイツの会計用語解説のため、ドイツ語については括弧をつけず、英語だけ括弧をつけて表記している。それ以外の章ではドイツ語にも括弧をつけて表記している。
- (3) GoB はドイツの GAAP であると位置づけたものに、黒田&ラフィディナリヴ [1998] があげられる。
- (4) 例えば松本 [1990] 244-6 頁を参照。なお、当研究ノートは大阪経済大学の高寺貞男教授を中心とする京都会計学研究会でも報告の機会を得た。その際高寺教授より決算書表といった訳もよいのではないかと示唆を頂戴した。また、当研究ノートでは触れる余裕がなかったが SEC の動向についてもご教授頂いた。
- (5) ドイツでは会計という分野は独立した学問分野というより、経営経済学の一分野という位置づけから脱していないのかもしれない。会計計算とは商法計算であり続け、また簿記計算は総合大学ではなく専門単科大学の領域とされてきたことも関係しているのかもしれない。さらに直接金融が資金調達的主力ではなかったため、投資家に対する会計報告あるいは公開という面が目されたのは比較的近年になってからという事情も関係していると思われる。
- (6) この学会の邦訳名については神奈川大学の奥山茂教授よりご教授頂いた。
- (7) ベレンス教授によると、DSR に対する他の批判として以下のようなものがあるという。例えば、DSR は GoB を形成できない、あるいは DSR 自体が誤って構成されかつ偏った関心にとらわれている、さらには DSR は噛み砕く能力がない (zahnlos) という批判まであるらしい。
- (8) このような論者にヒューレ教授 (Karel van Hulle) がいる。氏はルール大学経済学部主催の経済フォーラム (2002 年 1 月 30 日) において、「IAS/IFRS に基づくヨーロッパ財務報告の調和化 (Harmonisierung der europäischen Rechnungslegung auf die IAS/IFRS)」という演題で講演を行った。そこでは US-GAAP への収斂に危惧を表明し、IAS を基本にしながらもヨーロッパ独自の会計の必要性が説かれていた。
- (9) 各国の企業数については、<http://www.iasc.org.uk/cmt/0001.asp?s=100019498&sc={F35F1B38-6589-11D5-BE5E-003048110251}&sd=973711615&l=3&n=3287> から計算したものである。

参考文献

Andreßen, Rudiger, "Birgt der § 292 a HGB Ausstiegspotenzial aus der HGB-Rechnungslegung in sich?", *Der Betrieb*, 54. Jg., Dezember 2001.

IASC, *International Accounting Standards 2000 (Deutsche Ausgabe)*, Stuttgart, 2000.

- Kieso, Donald E. & Weygant, Jerry J., *Intermediate Accounting*, 8. ed., Wiley, 1995
- Küting, Karlheinz, & Brakensiek, Sonja, "IASC, FASB und DRSC – Ein Kurzporträt dreier Standard Setter", *Betriebs – Berater*, 54. Jg., April. 1999.
- Pellens, Bernhard, *Internationale Rechnungslegung*, 3. Aufl. Stuttgart, 1999.
- Pellens, Bernhard & Fülber, Rolf Uwe, "Publizitätspflichten nach Wertpapierhandelsgesetz – Ausgestaltung unter Berücksichtigung anglo – amerikanischer Regierung –", *Der Betrieb*, 47. Jg., 1994.
- Price Waterhouse Coopers (PwC), "European business backs International Accounting Standards, new survey shows", *IAS 2005 Press Release*, November 2000.
- Sauter, Douglas, "Remodeling the House of GAAP", *Journal of Accountancy*, July, 1991.
- Schwab, Martin, "Der Standardisierungsvertrag für das DRSC – Eine Kritische Würdigung (Teil I)", *Betriebs – Berater*, 54. Jg., April. 1999.
- Wall Street Journal (Deutsche Ausgabe), 22. 9. 2001.

黒田全紀&ティアナ・ラフィディナリヴ「フランス・ドイツにおける会計基準設定主体の動向」『COFRI ジャーナル』第23号, 1998年。

田沢五郎『独=日=英 ビジネス経済法制辞典』郁文堂, 1999年。

松本剛『ドイツ商法会計用語辞典』森山書店, 1990年。

日本経済新聞, 2001年4月14日, 2002年12月22日。

参考ホームページ

- | | |
|--------------------|---|
| ルール大学国際企業会計講座 | http://www.iur.ruhr-uni-bochum.de/ |
| ドイツ取引所 | http://deutsche-boerse.com/ |
| プライスウォーターハウス・コーパーズ | http://www.pwcglobal.com/ |
| シュマーレンバッハ経営協会 | http://www.schmalenbach.org/ |
| ドイツ経営経済学会 | http://www.v-h-b.de/ |
| IASC (IASB) | http://www.iasc.org.uk/ |